

～中小企業の人材確保・人材定着を支援します～

## 魅力ある職場づくり支援事業補助金のご案内（令和6年度）

由布市では、物価高騰の影響を受ける中、働き方改革を積極的に進めている市内中小企業者が、人材の確保・育成・定着に向けて取り組む場合に必要となる経費の一部を助成します。

### <対象となる事業者>

次に掲げる要件をいずれも満たす中小企業者

- (1)市内に事業所のある法人、市内に事業所及び住所のある個人。
- (2)常時雇用従業員（法人の代表者又は個人事業主の配偶者及び3親等以内の親族を除く）が1名以上であること。
- (3)市税を滞納していないこと。
- (4)物価高騰の影響により、令和3年3月1日から直近1カ月までのうち、1月間の売上高と、前年同月の売上高を比較して5パーセント以上減少していること。ただし、開業後3カ月以上1年未満で、売上高を前年と比較することができない者は、開業後から直近1カ月までのうち1月間の売上高と、連続する3月間の平均売上高を比較して5パーセント以上減少していること。

### <対象となる事業>

1事業者あたり、申請は各事業1回までです。 ※予算が無くなり次第終了

	人材確保事業	労働環境改善事業
事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・就職又は転職情報サイトに情報を掲載</li><li>・県外の就職関連イベント出展又は開催</li><li>・採用に関する自社ホームページの作成又は改修</li><li>・Web説明会又は面接ツールの導入</li><li>・就業マッチング会社への手数料</li><li>・資格取得</li><li>・研修の受講または開催</li><li>・外国人材の日本語能力向上に繋がる取組</li><li>・外国人材の日本文化・市内の歴史・自然等を体験する取組</li><li>・外国人材と地域との交流を図る取組</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・従業員の福利厚生を目的とした空調設備（エアコン等）の導入費用 ※中古品は対象外</li><li>・従業員専用施設等の新設・改修・増設工事費用 (例：トイレ、更衣室、託児スペース、スロープ等)</li></ul>
通常枠	補助率：1/2 補助上限：10万円	補助率：1/2 補助上限：10万円
特別枠	補助率：4/5 補助上限：30万円	補助率：4/5 補助上限：50万円

下記の項目を満たす場合は特別枠で申請できます。

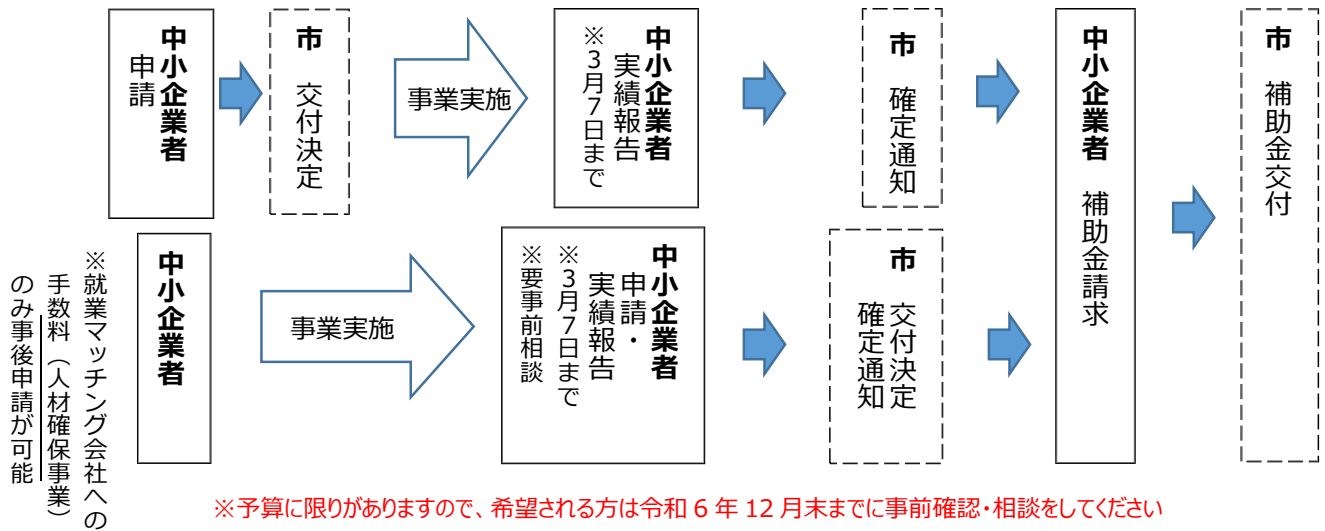
#### 【特別枠該当要件】

- ・次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、大分労働局に届出していること。または、働き方改革に関する国及び県の認定・認証を受けた又は宣言・登録をしていること。
- ・上記の届出が義務付けられている場合、働き方改革に関する国及び県の認定・認証を受けた又は宣言・登録をしていること。

【例】くるみん 認定（国）、えるぼし認定（国）、ユースエール認定（国）、イクボス宣言（国、県）  
おおいた子育て応援団認証（県）、「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰（県） 等

<お問い合わせ> 由布市商工観光課（本庁舎新館2階） TEL 097-582-1304





**【申請時提出書類】**

- ・由布市魅力ある職場づくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・常時雇用従業員が確認できる書類
- ・図面等工事の内容がわかる書類 ※工事を伴う場合
- ・工事同意書（様式第4号） ※自己所有ではない物件で工事を行う場合
- ・物価高騰の影響により売上が減少したことがわかる書類（確定申告の写し等）
- ・市税完納証明書
- ・その他市長が必要と認める書類

**【常時雇用従業員とは…】**

- 雇用の形態を問わず、下記のいずれかに該当する労働者
- ・期間の定めなく雇用されている者
  - ・過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者
  - ・雇入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

**【申請時提出書類】 ※就業マッチング会社への手数料（人材確保事業）で申請の場合**

- ・由布市魅力ある職場づくり支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第8号）
- ・事業概要書（様式第9号）
- ・常時雇用従業員が確認できる書類
- ・市税完納証明書
- ・物価高騰の影響により売上が減少したことがわかる書類（確定申告の写し等）
- ・領収書その他の支出を証する書類又はその写し
- ・事業の実施内容が確認できる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

**【一般事業主行動計画とは…】**

企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、（1）計画期間、（2）目標、（3）目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。策定した行動計画は都道府県労働局雇用環境均等室に届出をしてください。

**【働き方改革に関する認定等とは…】**

- ・くろみん認定（国） ・ユースエース認定（国）
- ・イクボス宣言（国、県） ・えるぼし認定（国）
- ・おおいた女性活躍推進事業者表彰（県）等

誰もが働きやすい職場づくりに  
取り組む企業を支援します！

